

# 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

平成29年3月

国分寺市



## はじめに

国分寺市では、平成 19 年 3 月に「国分寺市男女平等推進条例」を制定し、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して施策・事業を進めてまいりました。

この条例に基づき策定した「男女平等推進行動計画」の計画期間が平成 28 年度で終了することから、新たな社会的問題や市の現状、これまでの取組における課題等を踏まえ、「第 2 次男女平等推進行動計画」を策定いたしました。

この計画では、平成 27 年 9 月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を受け、市における女性の就業支援や政策・意思決定過程への参画を促進する取組を「女性活躍推進計画」として盛り込んでいます。また、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」で強調された「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興」などの分野についても施策・事業を推進してまいります。さらに、性別に起因する暴力や人権侵害の根絶に向けた様々な取組をまとめた「第 2 次 DV 防止基本計画」を含んでいます。

この計画を着実に推進していくためには、市と市民、事業者等が協力して取り組むことが重要です。男女平等社会の実現に向け、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、熱心な議論を経て答申をまとめてくださいました国分寺市男女平等推進委員会の委員の方々、「男女平等に関する市民意識・実態調査」にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力を賜りました多くの皆様に心から感謝いたします。

平成 29 年 3 月



国分寺市長

井澤 邦夫



## 目次

I	計画の策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画策定の背景	4
	(1) 社会の変化	4
	(2) 国の動き	4
	(3) 都の動き	5
	(4) 国際社会の動き	5
3	国分寺市のこれまでの取組	6
	(1) 国分寺市の取組	6
	(2) 行動計画進捗状況評価	6
4	国分寺市の現状	7
	(1) 人口等の推移	7
	(2) 就業に関する現状	12
	(3) その他	14
	(4) 男女共同参画に関する市民の意識	15
II	計画の基本的な考え方	27
1	計画の目的	27
2	計画の位置づけ	27
3	計画の性格	27
4	計画の期間	27
5	計画の推進	28
	(1) 推進体制	28
	(2) 市民、事業者等との連携と協働	28
	(3) 国や東京都、関係機関との連携	28
	(4) 行動計画の効果的な進行管理	28
	(5) 配慮すること	30
III	施策の展開	33
1	計画の基本理念	33
2	計画の目標	33
3	計画の課題	34
4	計画の体系	36
5	事業展開	38

課題 1	男性中心型労働慣行の見直し .....	38
課題 2	女性の活躍の場の拡大 .....	40
課題 3	男女平等意識の醸成 .....	44
課題 4	男女平等教育の充実 .....	45
課題 5	男女平等に関する広報・啓発活動 .....	46
課題 6	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 .....	47
IV	資料 .....	53
1	用語解説 .....	53
2	関係法令等 .....	56
3	国分寺市男女平等推進委員会委員名簿 .....	57
4	国分寺市男女平等推進協議会・専門委員会名簿 .....	58
5	第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定の経過 .....	59
6	国際婦人年以降の男女平等推進施策のあゆみ .....	60

# **I 計画の策定にあたって**





# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国分寺市では平成 19 年に、性別に関わらずだれもが、その人の個性や力を発揮して自分の人生の主人公として生きることのできる男女平等社会を目指して、「国分寺市男女平等推進条例」を施行し、市と市民、事業者やその他の機関の責務を明記するとともに計画の実施状況について公表すること等を定めました。その後、平成 20 年に策定した「国分寺市男女平等推進行動計画」について、平成 24 年度に中間見直しを行い、男女平等推進に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度は依然として根強く残っています。また、男女が共に家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備等や性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が残っています。

国では、平成 27 年 8 月に女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。また、平成 27 年 12 月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興」などを強調した「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

市では、これまでも「就労における男女平等の推進」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」など女性の就労に関する支援施策や子育てや介護を男女が共にするための意識づくりなどの施策を講じてきましたが、これまでの施策の方向性を再度確認し、支援の対象を再確認するとともに取組の強化を行うこととしました。

このような状況を踏まえ、これまでの計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「第 2 次国分寺市男女平等推進行動計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 社会の変化

少子高齢化が進む中で、家族のあり方に対する考え方の変化や、未婚化、晩婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯が増加しています。また、出産・子育て等による離職や非正規雇用での就業を選択する女性が依然として多いほか、ひとり親家庭の増加により、貧困等生活上の困難に苦しむ家庭が増えていることが問題となっています。

その中で政府は平成27年に「一億総活躍社会」の実現をスローガンに掲げ、経済対策、子育て支援、社会保障の充実に向けた取組を打ち出しました。具体的な取組として、非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正などの働き方改革、女性の活躍促進などがうたわれています。

女性に対する暴力や人権侵害の問題については、多くの取組がなされて来ましたが、被害は減少せず、凶悪な事件も起きています。平成25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、配偶者間の暴力に限らず、同居する交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることとなり、平成28年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正により、新たにSNSを用いたメッセージ送信等の行為が規制対象となるなど、取組の強化が進んでいます。

### (2) 国の動き

平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

そして、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調されています。

### (3) 都の動き

東京都では、平成24年度に「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス&サポート東京プラン2012』」を策定し、「働く場における男女平等参画の促進」「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」「特別な配慮を必要とする男女への支援」「配偶者からの暴力の防止」の4項目を重点課題として掲げ、取組を進めてきました。平成28年度には、この計画が終了することから、新たな計画の策定が予定されています。

配偶者からの暴力に関しては、「東京都配偶者暴力対策基本計画」に基づき、具体的な被害者支援施策が進められており、平成24年に3期目の改定がなされました。

### (4) 国際社会の動き

国際社会においては、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」、昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年)の「国連婦人の10年」以降、男女差別の解消に向けた取組が継続的に展開されています。

昭和54年(1979年)には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。女子差別撤廃条約では、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対して政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。日本は昭和60年(1985年)に批准しました。

平成7年(1995年)の「第4回世界女性会議」では、女性のエンパワーメントをうたった「北京宣言」と男女差別の解消に向けた「行動綱領」が採択されたのに続き、平成17年(2005年)には、「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、先の「北京宣言及び行動綱領」などの実施状況の評価・見直しを行うとともに、女性の地位に関する10項目の決議が採択されました。

平成22年(2010年)に開催された「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7項目の決議が採択され、平成27年(2015年)3月に開催された「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」においては、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

また、国連では、平成23年(2011年)に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足し、女性のリーダーシップと参画拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

### 3 国分寺市のこれまでの取組

#### (1) 国分寺市の取組

国分寺市では、平成19年に施行された「国分寺市男女平等推進条例」に基づき男女平等推進に関する施策を推進してきました。平成24年度に「国分寺市男女平等推進行動計画」の中間見直しを行い、「子どもにとっての男女平等」「性犯罪被害者の支援」「高齢者の虐待防止」「男女平等の視点を取り入れた都市計画・防災対策の推進」の4施策を追加しました。また、数値目標を設定した「男性の育児休業取得率」「審議会等の委員における性による偏りの解消」「女性管理職の登用促進」の3項目について、目標達成に向けたポジティブ・アクションに取り組んできました。また、意識啓発のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護に対する啓発・男性の参加促進、DV被害の相談先の周知、男女平等施策・男女平等推進センターの周知などに積極的に取り組んできました。

#### (2) 行動計画進捗状況評価

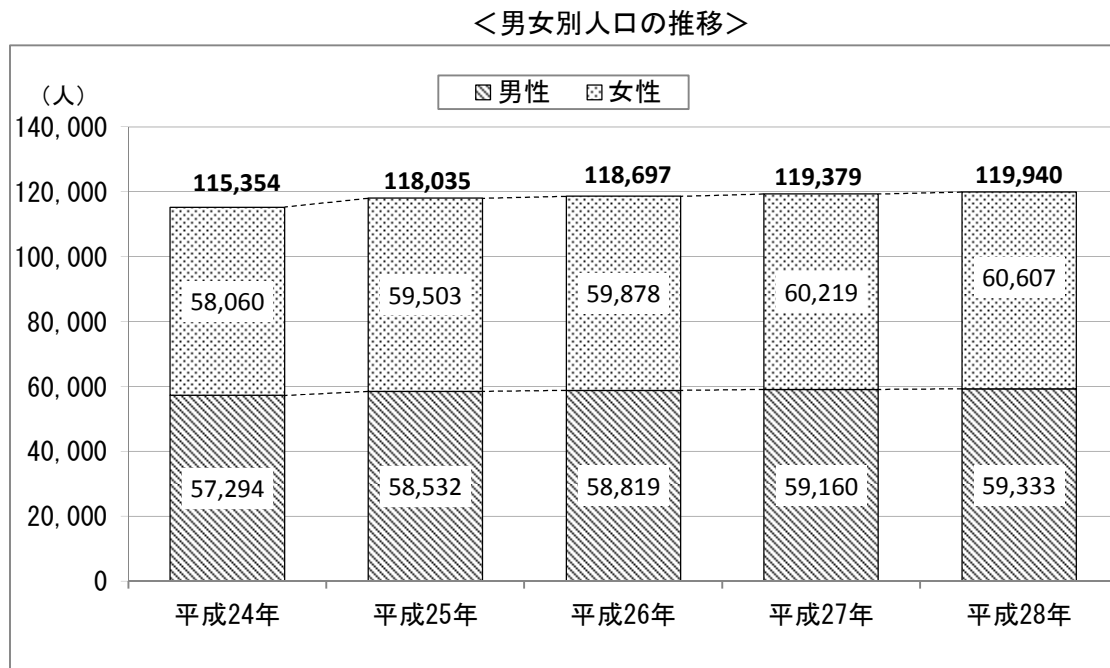
国分寺市では、第1次計画の初年度に当たる平成20年度から毎年、行動計画の推進状況評価報告書を作成し、計画の進捗状況进行评估してきました。第2次計画の策定にあたり、第1次計画中間見直し後の平成24年度から平成28年度までの総括評価を行い、計画の評価と今後の課題の洗い出しを行いました。

## 4 国分寺市の現状

### (1) 人口等の推移

#### ①人口の推移

市の人口は微増傾向にあり、平成28年1月1日現在、119,940人となっています。



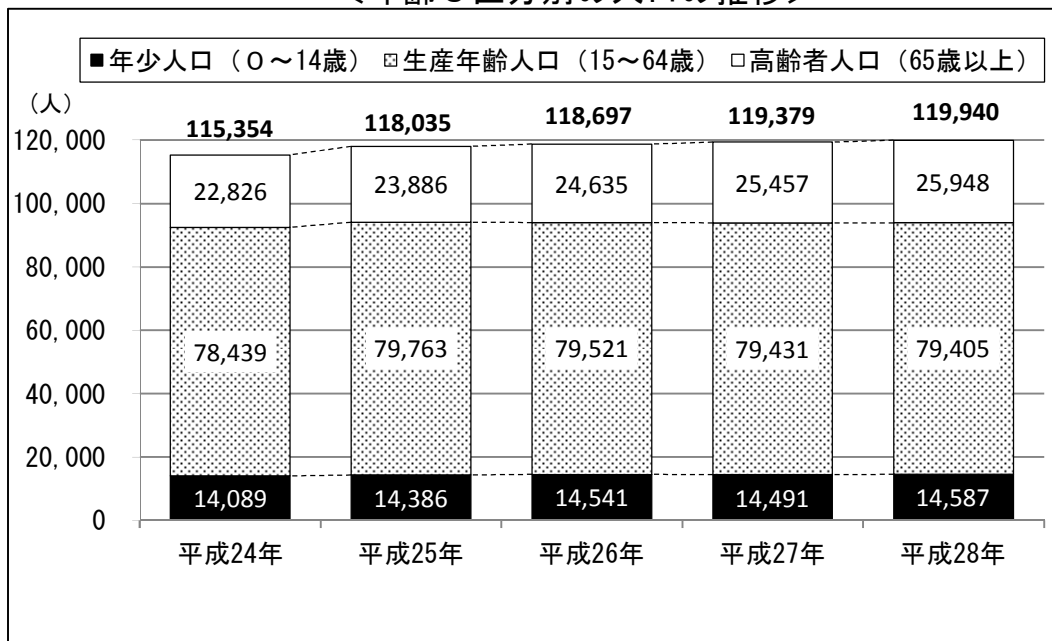
出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」（各年1月1日）

※平成24年は外国人を含まない。

## ②年齢3区分別人口の推移

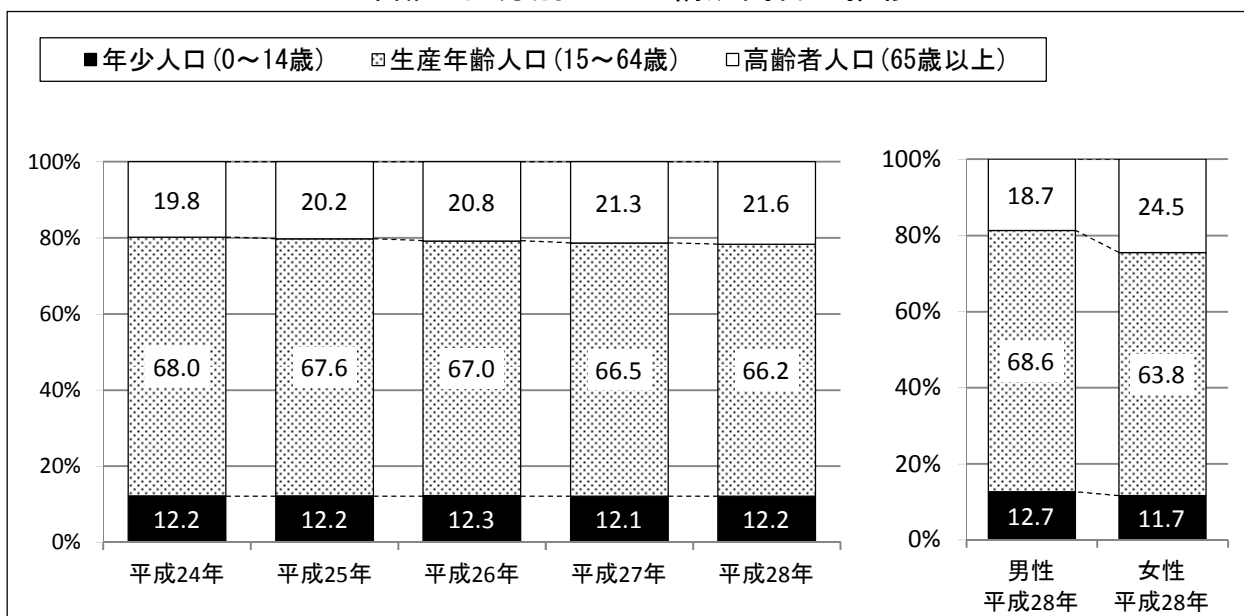
年齢3区分別人口の推移を見ると、平成26年以降、いずれの区分もおおむね横ばいで推移しています。高齢化率は平成28年現在21.6%となっています。また、これを男女別に見ると女性の高齢化率は24.5%と男性より多くなっています。

＜年齢3区分別の人口の推移＞



出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」（各年1月1日）  
 ※年齢不詳を除く／平成24年は外国人を含まない。

＜年齢3区分別の人口構成割合の推移＞

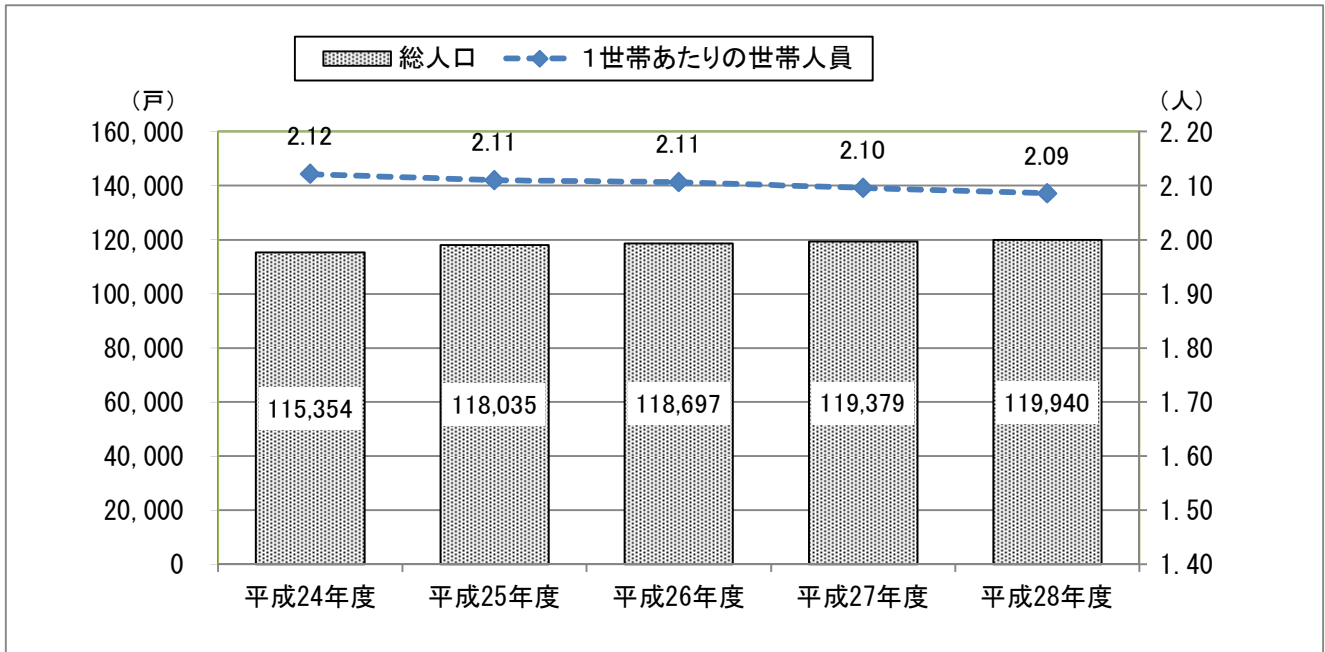


出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」（各年1月1日）  
 ※年齢不詳を除く／※平成24年は外国人を含まない。

### ③世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、平成28年時点で57,511世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、平成28年では2.09人となっています。

＜世帯数，1世帯あたりの世帯人員の推移＞

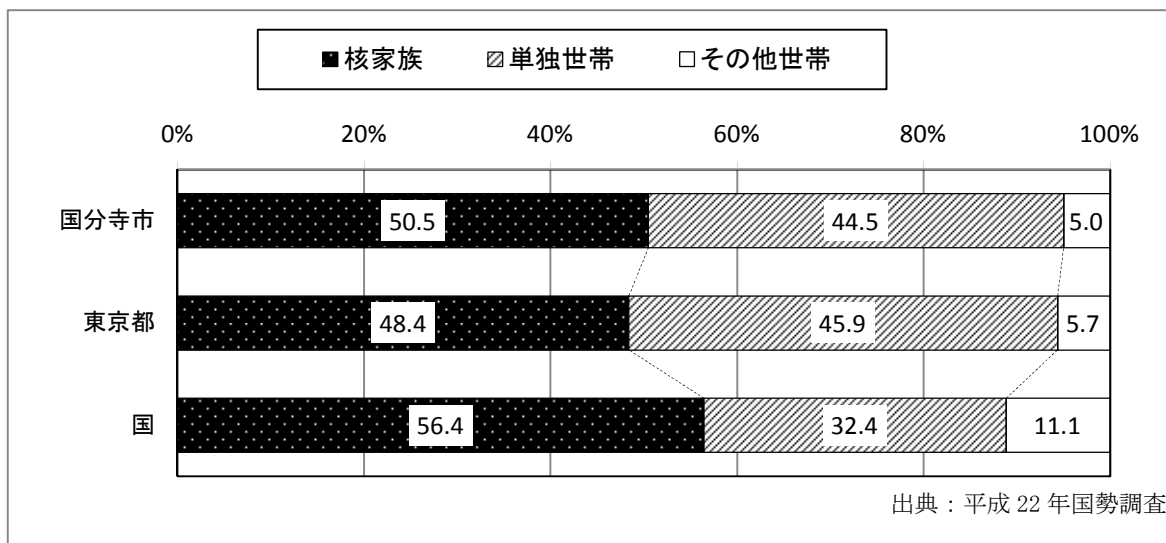


出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」（各年1月1日）  
 ※平成24年は外国人を含まない。

### ④家族類型

家族類型を見ると、核家族が約5割，単独世帯も4割半ばを占めています。単独世帯の割合は都と近く，国と比較すると12ポイント高くなっています。

＜世帯の家族類型別割合＞

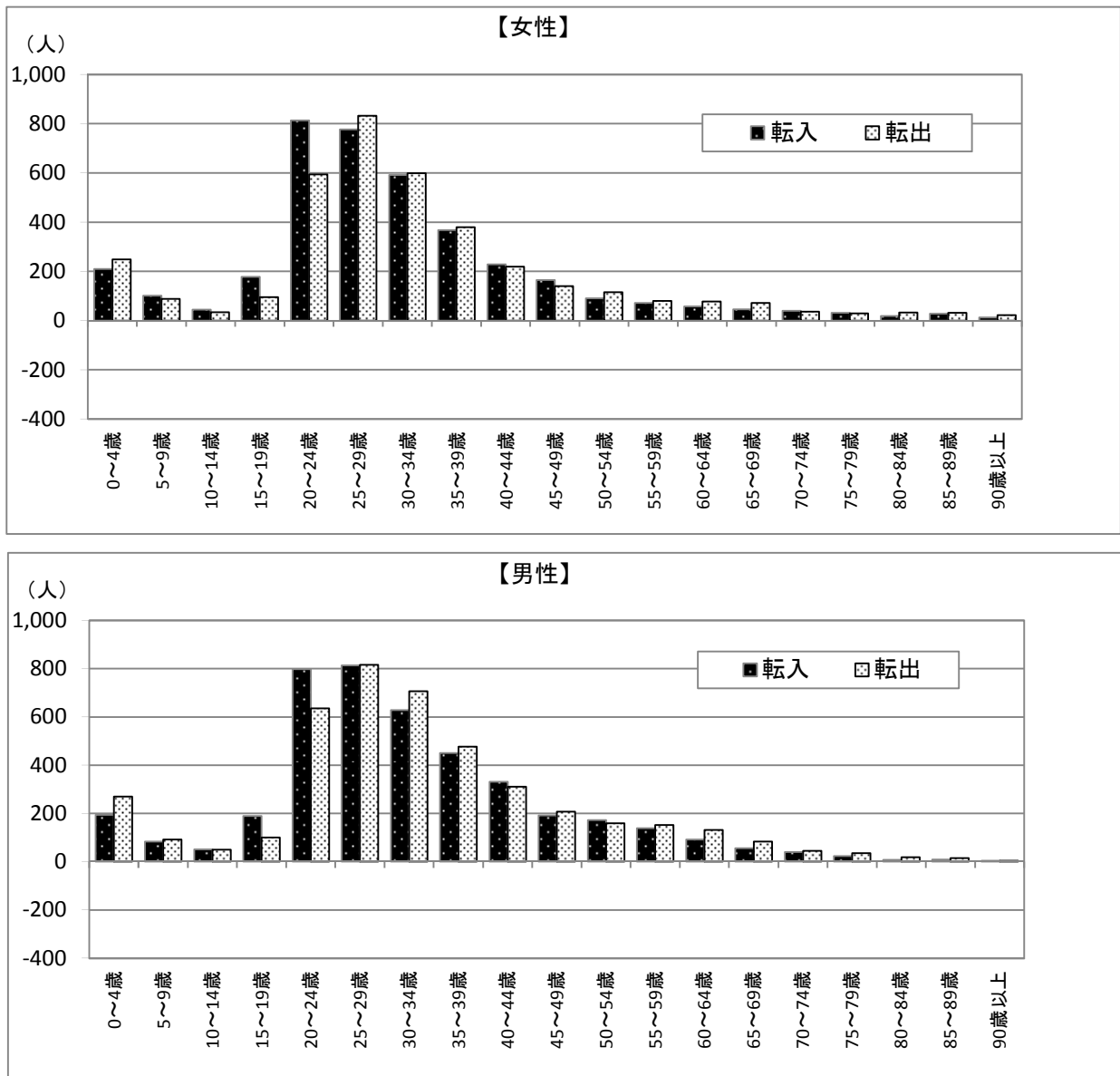


出典：平成22年国勢調査

### ⑤ 転入・転出数

平成 27 年の転入・転出状況を見ると、男女とも特に 25～29 歳で転入及び転出が多くなっています。またそのすぐ下の世代でも転入が多くなっています。

＜男女別・5歳階級別の転出者・転入者数：平成 27 年＞



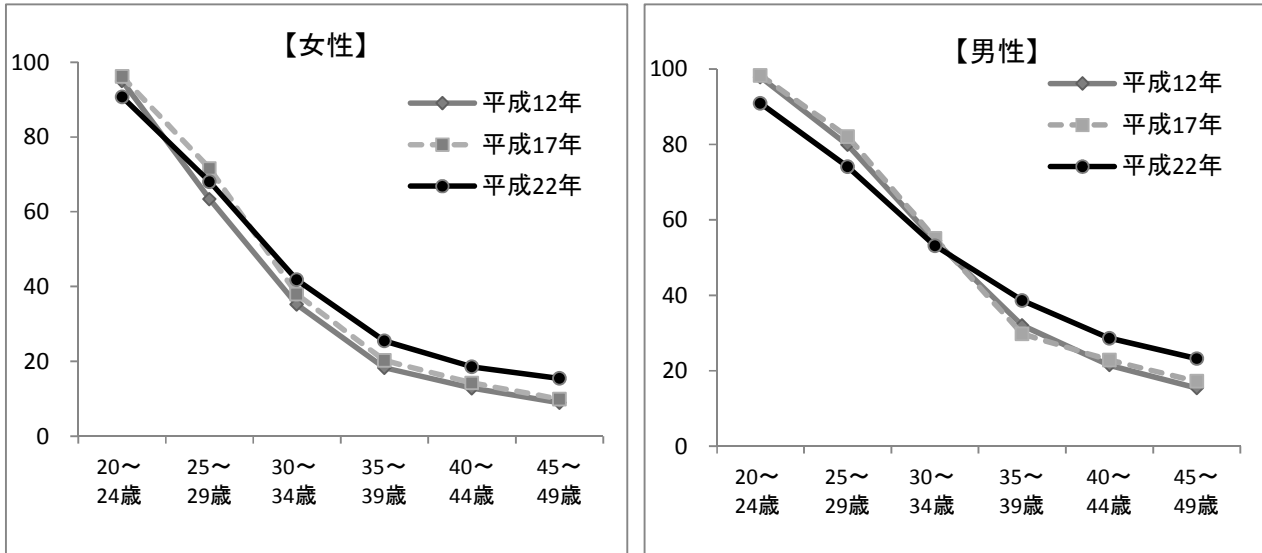
出典：総務省 住民基本台帳移動報告



## ⑥未婚率の推移

5歳階級別の未婚率を見ると、平成17年から平成22年にかけて、女性では特に35歳以上の層において未婚率が上昇しています。なお、未婚率を東京都の平均と比較すると、男性は35歳未満、女性は30歳未満において東京都よりもやや高い値となっています。

＜男女別 未婚率の推移＞

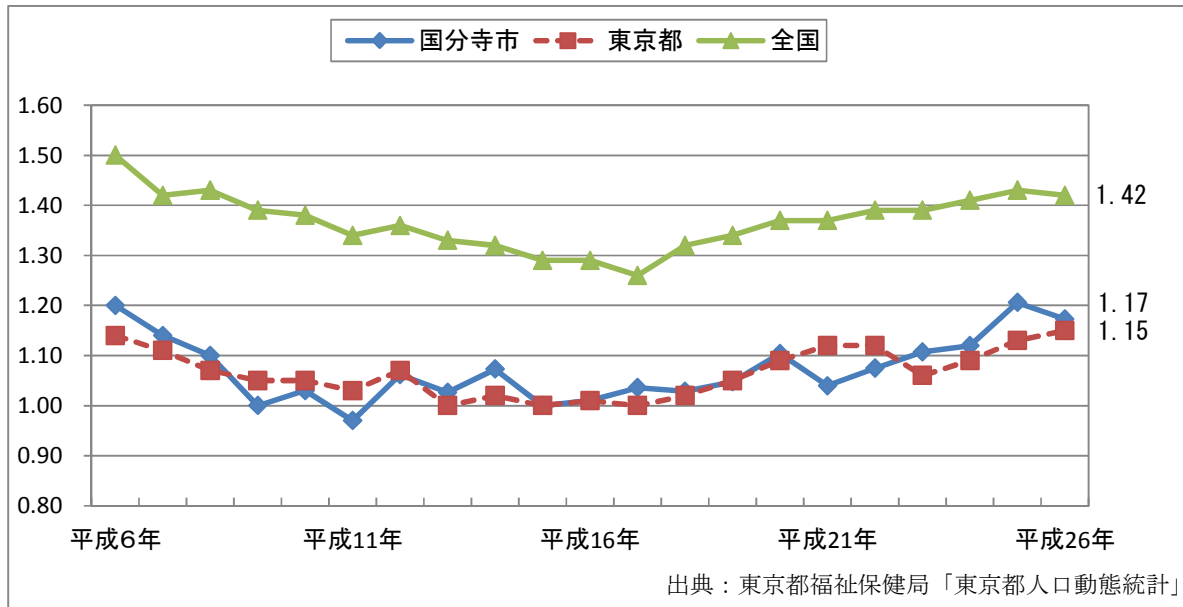


出典：平成22年国勢調査

## ⑦合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成21年以降上昇傾向にあり、平成26年時点では1.17と東京都の値をやや上回っています。

＜合計特殊出生率の推移＞



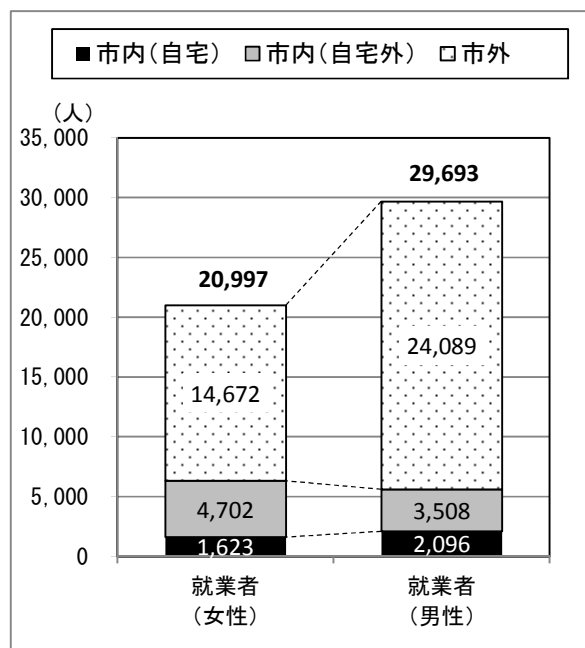
## (2) 就業に関する現状

### ① 就業の状況

市民の就業の状況を見ると、不詳者を除く女性就業者は20,997人、男性就業者は29,693人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では約7割、男性では約8割と大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方がより多くなっています。

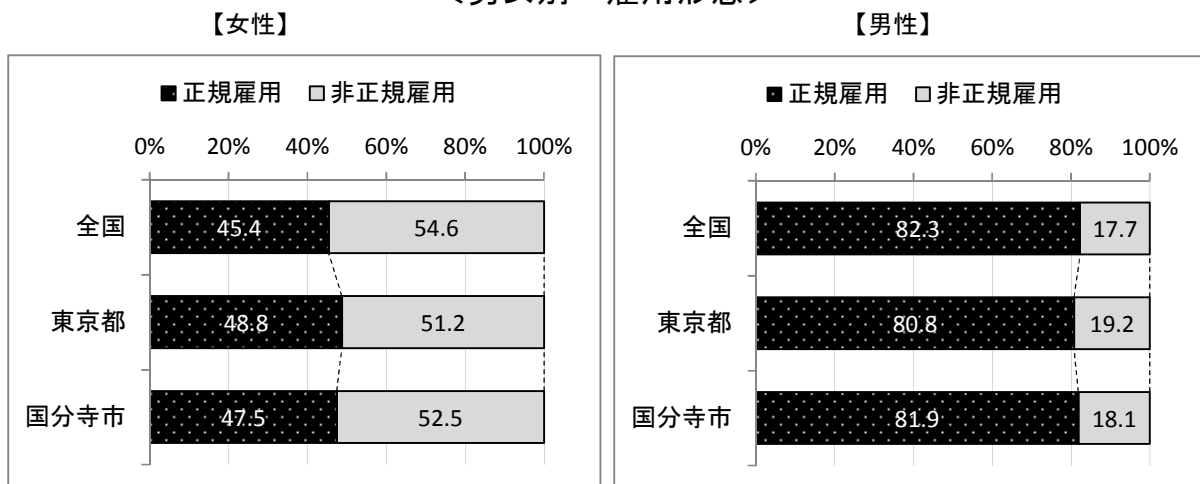
雇用形態をみると、女性では正規雇用が47.5%、非正規雇用が52.5%、男性では正規雇用が81.9%を占めています。

#### <男女別・就業地（市内・市外）による15歳以上の就業者数>



※不詳者（就業場所不明）を除く 出典：平成22年国勢調査

#### <男女別・雇用形態>

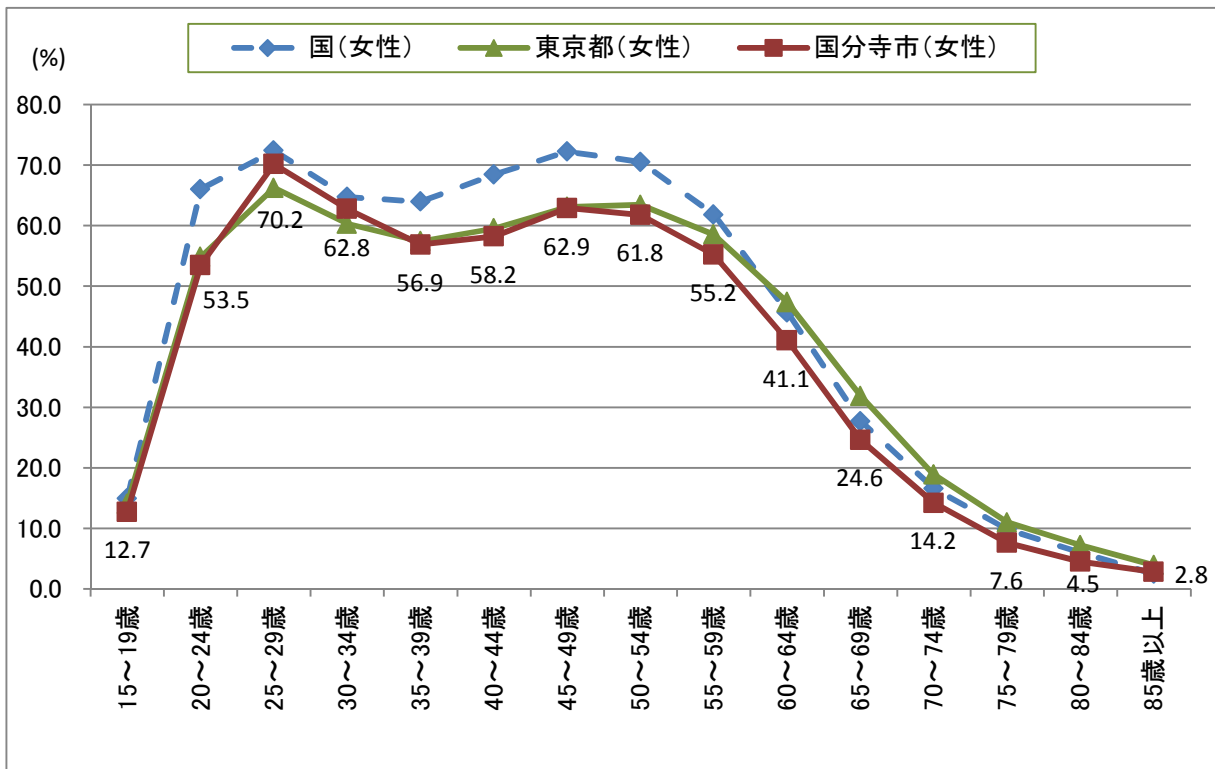


出典：平成22年国勢調査

## ②女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率を見ると、35歳～44歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴が見られます。

＜女性5歳階級別の労働力率＞



出典：平成22年国勢調査

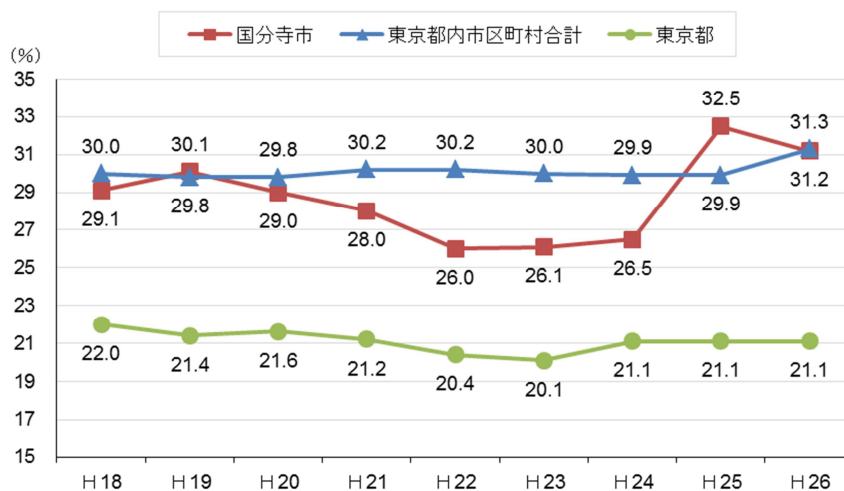
※表示している数値は国分寺市（女性）

### (3) その他

#### ① 審議会等の委員における女性の割合の動向

審議会等の女性委員の割合は、国分寺市では平成19年に30%となった後、低下していましたが、平成25年に32.5%、26年に31.2%となっています。

＜審議会等の委員における女性の割合の動向＞



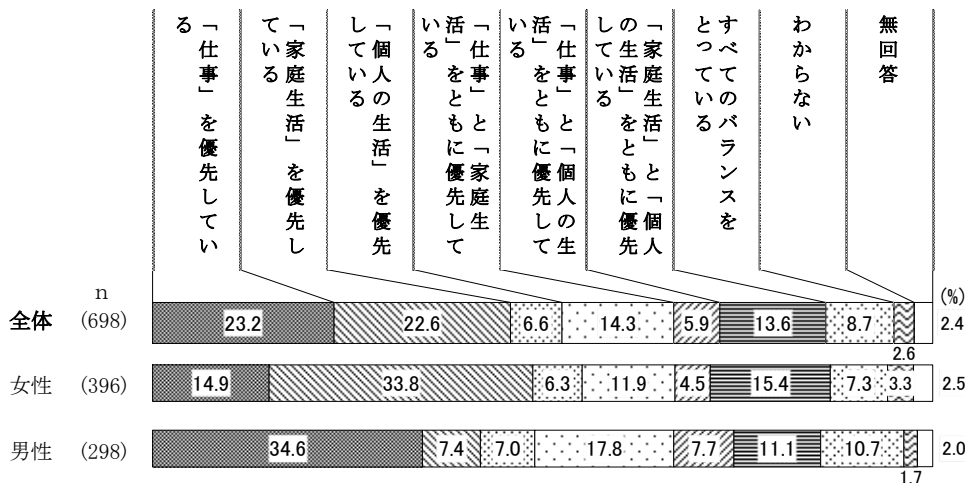
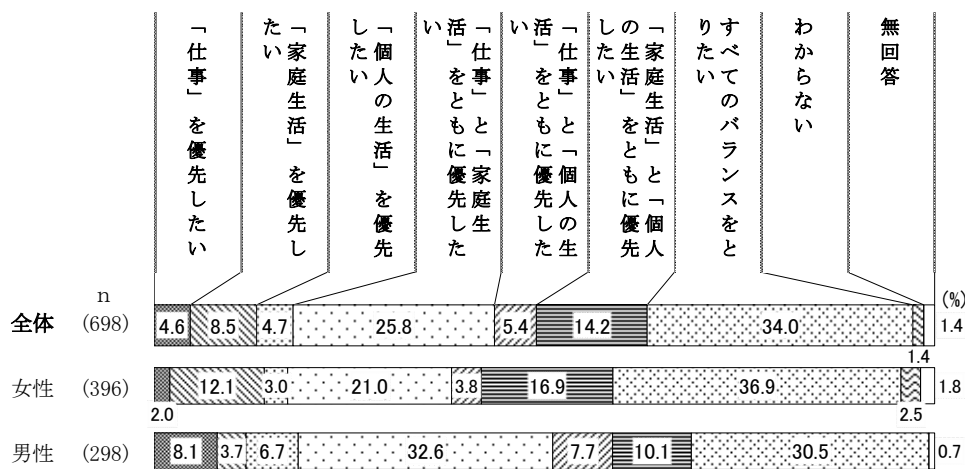
出典：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」

## (4) 男女共同参画に関する市民の意識

### ① 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の希望と現実

希望では「すべてのバランスをとりたい」が最も多く、男女ともに3割を超えています。男性では、『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいが32.6%と多くなっています。一方、現実では、男性では『仕事』を優先している、女性では『家庭生活』を優先しているが3割を超え、性別による違いが見られます。

#### < 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の希望・現実 >

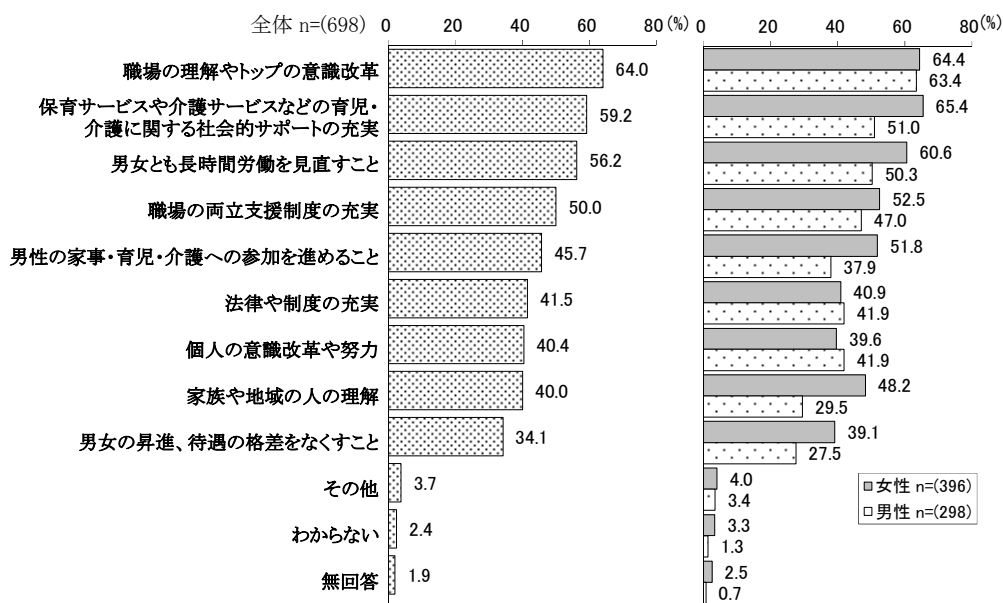


出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

## ②ワーク・ライフ・バランスを図る上で重要なこと

「職場の理解やトップの意識改革」「保育サービスや介護サービスなどの育児・介護に関する社会的サポートの充実」「男女とも長時間労働を見直すこと」「職場の両立支援制度の充実」などが特に多くなっています。

男女別に見ると、「家族や地域の人々の理解」「保育サービスや介護サービスなどの育児・介護に関する社会的サポートの充実」「男性の家事・育児・介護への参加を進めること」「男女の昇進、待遇の格差をなくすこと」「男女とも長時間労働を見直すこと」はそれぞれ女性の割合が男性の割合を10ポイント以上上回っています。



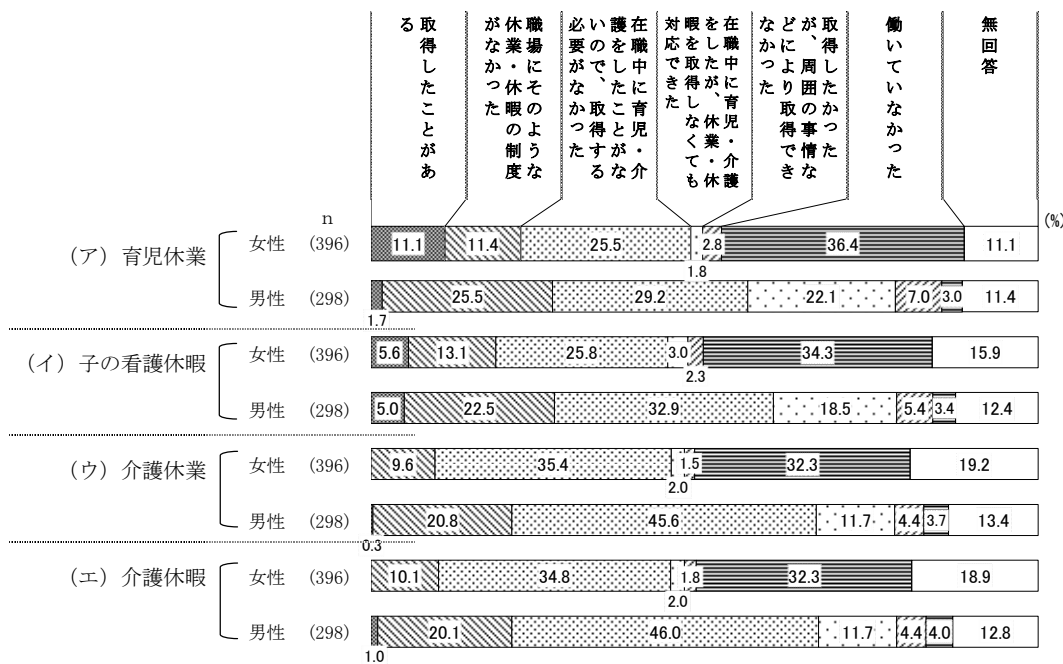
出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

### ③育児・介護休業（休暇）の取得状況・取得促進に必要なこと

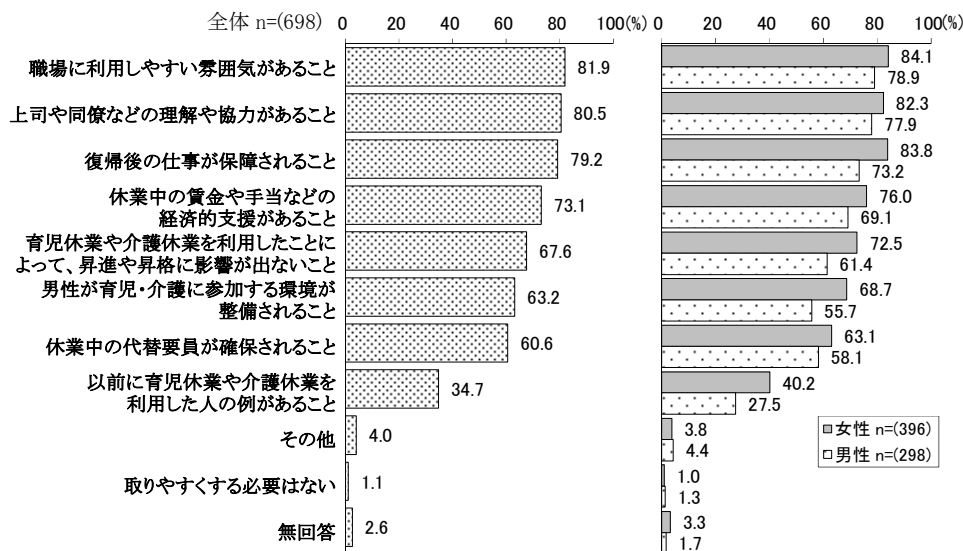
育児・介護休業（休暇）の取得状況は、育児休業が女性の11.1%、子の看護休暇が男女とも5%程度となっています。

取得促進に必要なことは、「職場に利用しやすい雰囲気があること」「上司や同僚などの理解・協力があること」のほか、「復帰後の仕事が保障されること」「休業中の賃金や手当などの経済的支援があること」など多様な課題が挙げられています。

#### <育児・介護休業（休暇）の取得状況>



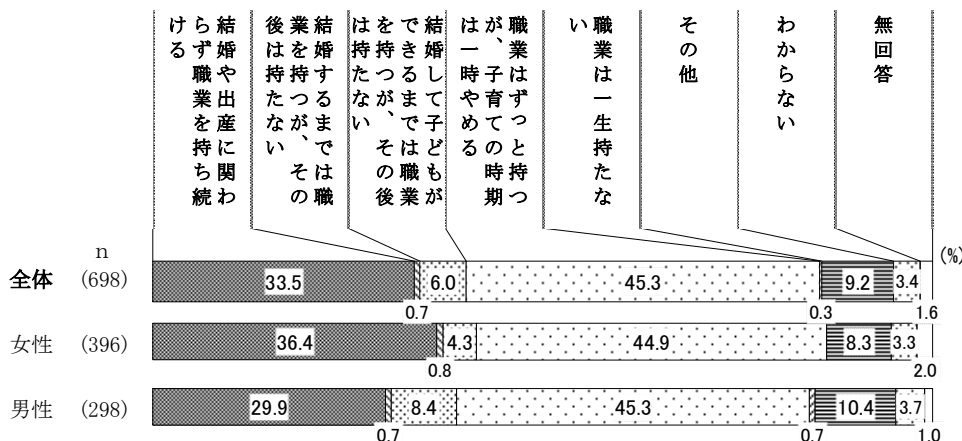
#### <育児・介護休業（休暇）取得促進に必要なこと>



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

### ④女性の就業についての考え方

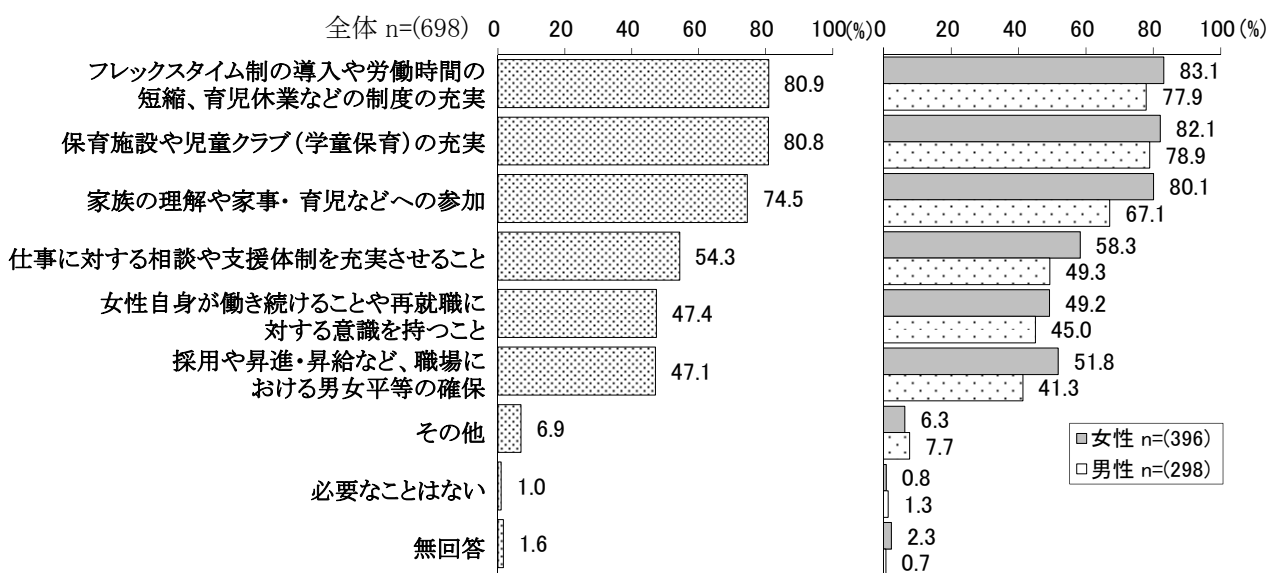
「職業はずっと持つが、子育ての時期は一時やめる」<一時中断・再就職>が男女ともに4割台半ばと最も多くなっています。「結婚や出産に関わらず職業を持ち続ける」<就業継続>は女性で3割台半ば、男性では3割弱ですが、男女ともに増加傾向にあります。



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

### ⑤女性が再就職するために必要なこと

女性が結婚・出産後、再就職するために必要なことは、「フレックスタイム制の導入や労働時間の短縮、育児休業などの制度の充実」や「保育施設や児童クラブ（学童保育）の充実」に続いて、「家族の理解や家事・育児などへの参加」が多くなっています。

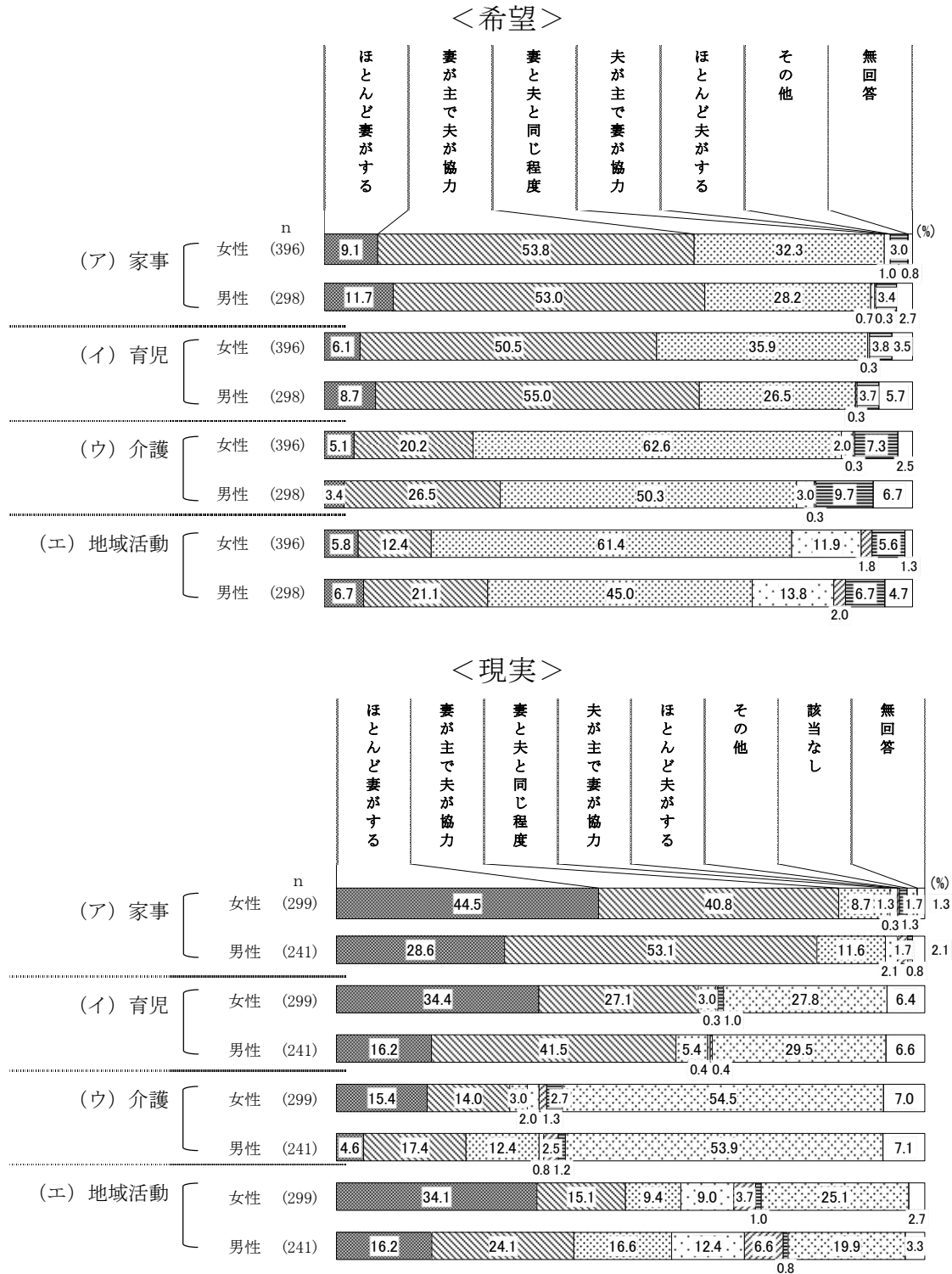


出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）



## ⑥夫婦の役割分担の希望と現状

希望では、男女ともに家事・育児は「妻が主で夫が協力」、介護・地域活動は「妻と夫と同じ程度」が多くなっています。現実には「ほとんど妻がする」が多く、特に女性の負担感があらわれています。

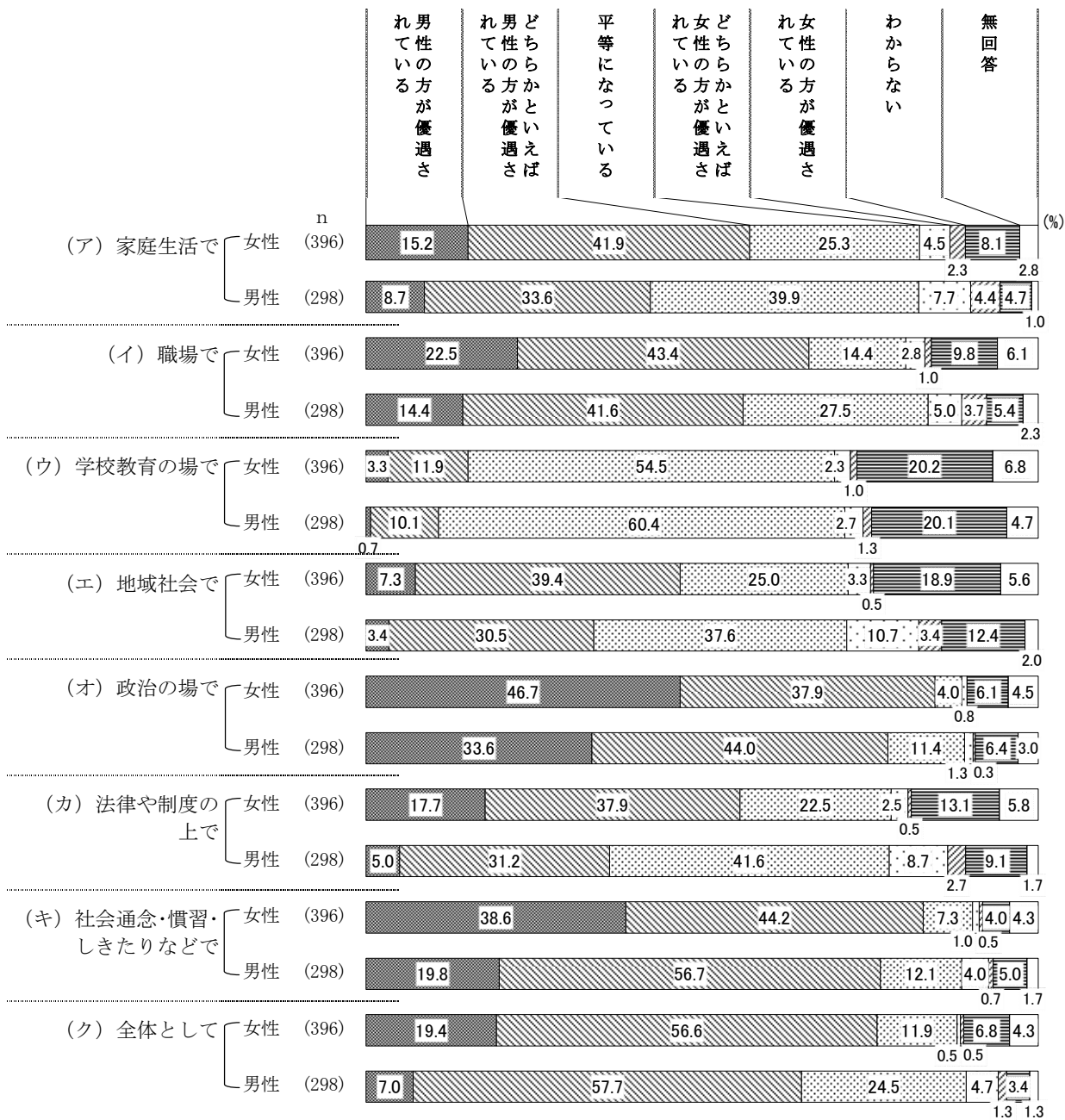


出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

⑦男女の地位の平等感

<男性が優遇されている>（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が多い項目は、「政治の場で」「社会通念・慣習・しきたりなどで」「全体として」「職場で」などで、いずれも女性の方がその割合が高くなっています。

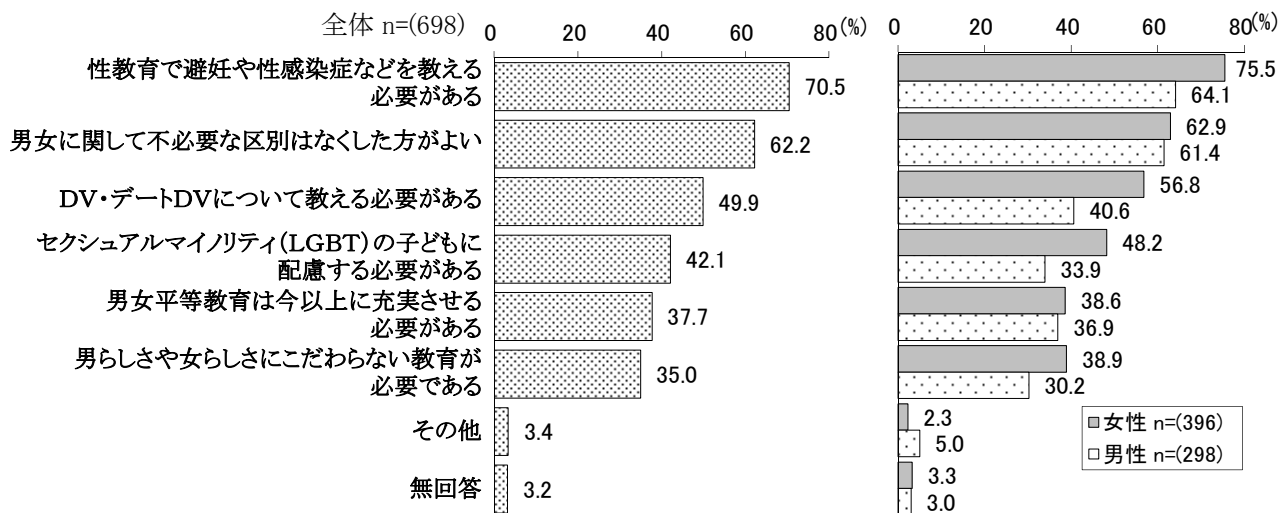
「平等になっている」が男女ともに過半数となっている項目は、「学校教育の場で」のみです。



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

## ⑧義務教育での男女平等教育について

「性教育で避妊や性感染症などを教える必要がある」「男女に関して不必要な区別はなくした方がよい」「DV・デートDVについて教える必要がある」などへの要望が高くなっています。いずれの内容も女性の方が割合が高く、「DV・デートDVについて教える必要がある」「セクシュアルマイノリティ(LGBT)の子どもに配慮する必要がある」は男性よりも10ポイント以上多くなっています。

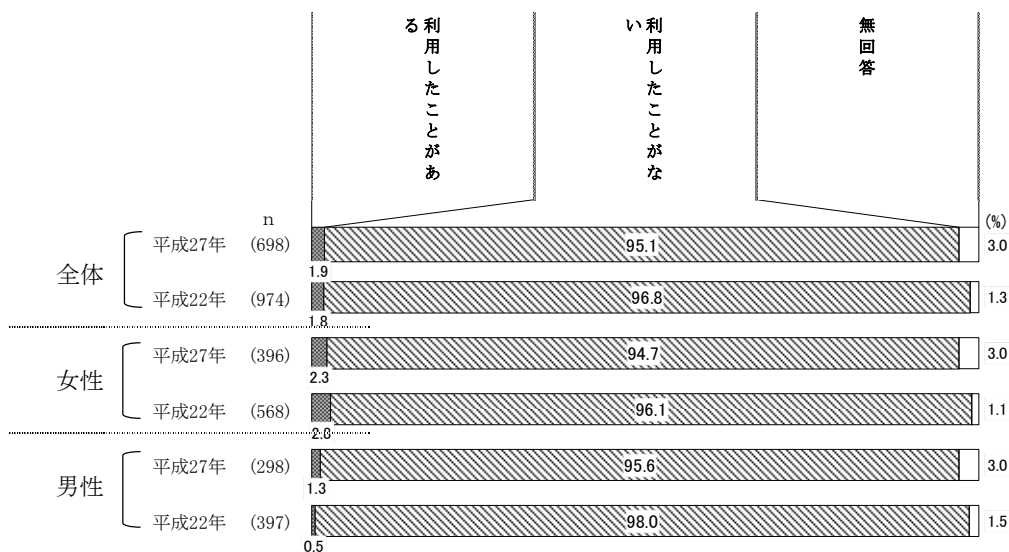


出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

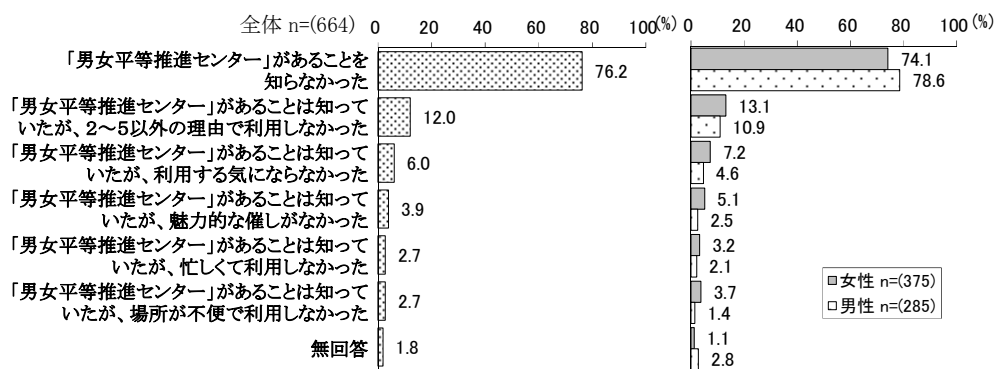
### ⑨男女平等に関する広報・啓発活動の状況

男女平等推進センターを利用したことがある人は2%程度で、平成22年と比較しても横ばいです。また、センターを利用したことがない理由に「『男女平等推進センター』があることを知らなかった」を挙げている人は7割台となっています。

＜男女平等推進センターの利用状況＞



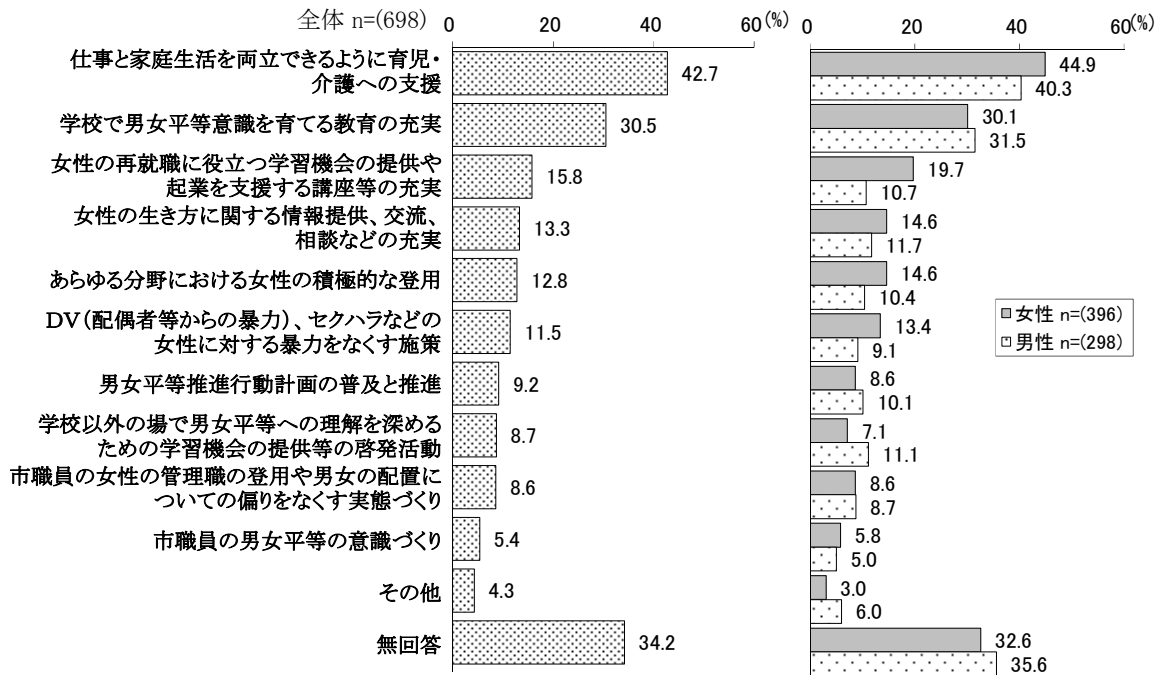
＜男女平等推進センターを利用したことがない理由＞



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年度）

### ⑩男女平等社会を実現するために必要な施策

「仕事と家庭生活を両立できるように育児・介護への支援」「学校で男女平等意識を育てる教育の充実」が特に多くなっており、そのほか、「女性の再就職に役立つ学習機会の提供や起業を支援する講座等の充実」「女性の生き方に関する情報提供、交流、相談などの充実」などが挙げられています。



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）



## II 計画の基本的な考え方





## II 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年 度	平成 29 2017	平成 30 2018	平成 31 2019	平成 32 2020	平成 33 2021	平成 34 2022	平成 35 2023	平成 36 2024
計画名	国分寺市総合ビジョン							
	第2次国分寺市男女平等推進行動計画							

### 5 計画の推進

#### (1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会（推進委員会）」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女平等推進施策の推進と調整を行います。

#### (2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

#### (3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

#### (4) 行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

<成果目標>

課題	項目（データ出典）	現状	成果目標		[参考] 国目標 (期限)
			中間 (期限)	最終 (期限)	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	57.4% (平成27年度)	70% (平成32年度)	80% (平成36年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	8% (平成27年度)	15% (平成29年度末)	20% (平成36年度)	13% (平成32年)
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	一人あたり 月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり 月6.4時間 (平成29年度末)	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	9.9% (平成27年度)	5% (平成32年度)	5%以下 (平成36年度)	5% (平成32年)
2	審議会等委員に占める女性の割合 (文化と人権課)	32% (平成27年度)	40%以上 (平成32年度)	40%以上 (平成36年度)	30%以上 (平成32年)
	庁内の女性職員の登用 (国分寺市特定事業主行動計画)	/			
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	15%以上 (平成29年度)	20% (平成36年度)	20% (平成32年度末)
	係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	30%以上 (平成29年度)	35% (平成36年度)	35% (平成32年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	9.1% (平成27年度)	30% (平成32年度)	30%以上 (平成36年度)	30% (平成32年)
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	88人 (平成27年度)	解消 (平成32年度)	解消 (平成36年度)	解消 (平成29年度末)
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	59.3% (平成27年度)	70% (平成32年度)	80% (平成36年度)	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	22.8% (平成27年度)	40% (平成32年度)	60% (平成36年度)	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	平手で打つ 男性73.5% 女性79.8% 足でける 男性93.6% 女性91.9% (平成27年度)	100% (平成32年度)	100% (平成36年度)	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	65.2% (平成27年度)	100% (平成32年度)	100% (平成36年度)	100% (平成32年)

### (5) 配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

### III 施策の展開



## III 施策の展開

### 1 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

### 2 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

#### 男女の人権を尊重し

**だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち**

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

## 3 計画の課題

### 課題1 男性中心型労働慣行の見直し

これまで日本企業で常態化してきた長時間労働，年功的処遇を前提とした働き方は，男性が子育て・家事・介護等に関わる機会を奪い，一方で女性の家庭での役割を固定化し，出産・子育てを機に退職せざるを得ない状況や，家計補助的な短時間・非正規雇用での就労にとどまる要因となっています。

男女が共に仕事と生活を両立しながら，その個性と能力を発揮して活躍するためには，長時間労働の削減等，男性中心型労働慣行を見直すことにより，男女が互いに責任を分かち合いながら仕事にも家事・育児・介護等にも携わり，地域活動や自己啓発などあらゆる場で活躍できる社会を目指す必要があります。

### 課題2 女性の活躍の場の拡大

女性が様々な場で活躍する社会の実現には，男女が性別による区別や制約なく活動し，健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。家庭における負担を軽減するための子育て・介護への支援や，育児・介護休業・休暇への理解促進，再就職への支援などを進めるとともに，男性の家事・育児・介護への参画促進，事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。

また，組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより，多様な価値を反映し，男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう，後押ししていくことも必要です。

### 課題3 男女平等意識の醸成

男女が共に活躍すること，性別に起因する暴力や人権侵害をなくすこと，どちらの実現にも，人々の意識の根底にある固定的な性別役割分担意識を解消し，男女平等意識を醸成することが重要です。様々な機会を捉えて男女平等の意識づくりを推進するとともに，男女平等の実現に向けた現状を具体的に「見える」ようにして公表することで，市，市民，事業者等すべてにおいて自主的な行動が波及していくよう取組を進める必要があります。



**課題4 男女平等教育の充実**

個人の考え方や意識の形成には家庭等の環境や受ける教育が大きく関わっており、特に人格形成期の子どもたちへの教育は、男女平等に関する意識に大きな影響を及ぼすことから、重要な役割を担っています。

教育に携わる者が男女平等の理念を理解し、一人一人が自立と思いやりの意識を育むことができるよう人権に関する教育を充実するとともに、性別による差別的な扱いを受けず、個人の意思や能力、適性により主体的に進路を選択することができるよう男女平等の視点を踏まえた教育・学習を推進することが重要です。

**課題5 男女平等に関する広報・啓発活動**

男女平等社会の実現には、法制度の整備と並んで市民のジェンダーによる固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直すことが重要な課題となります。

講座・講演会などの学習機会の提供や広報・情報誌などを通じた情報発信など広報・啓発活動をより多くの市民に届くよう効果的な手法で進めていく必要があります。また、男女平等に関する学習や交流の機会、活動の場の提供を目的に設置している男女平等推進センターを活用し、様々な機関や団体等と連携して男女平等に関する広報・啓発活動を推進する必要があります。

**課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶**

心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある異性間であっても人権侵害であり犯罪行為です。

ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まれないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に進めていく必要があります。

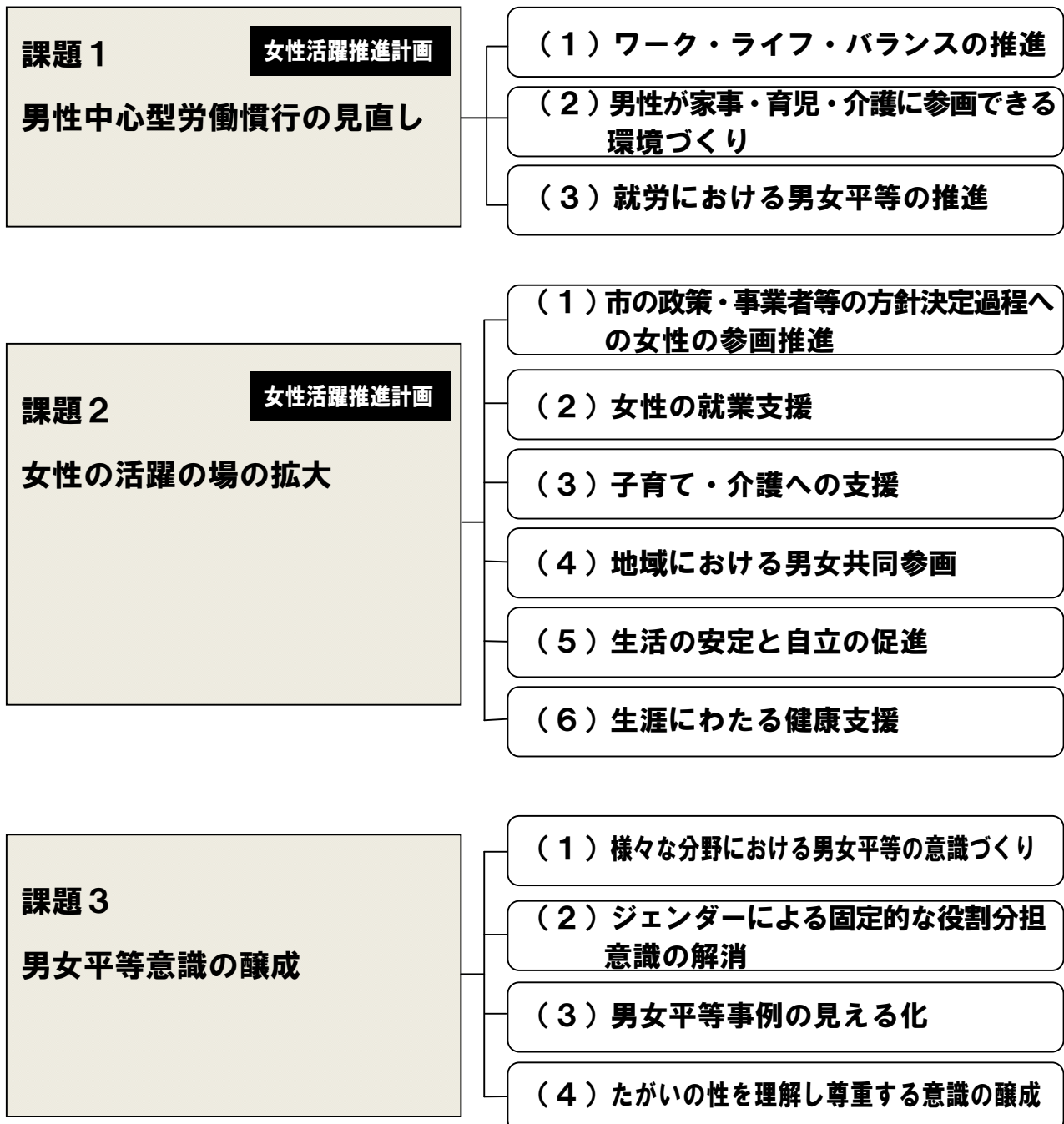
## 4 計画の体系

### 【目標】

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

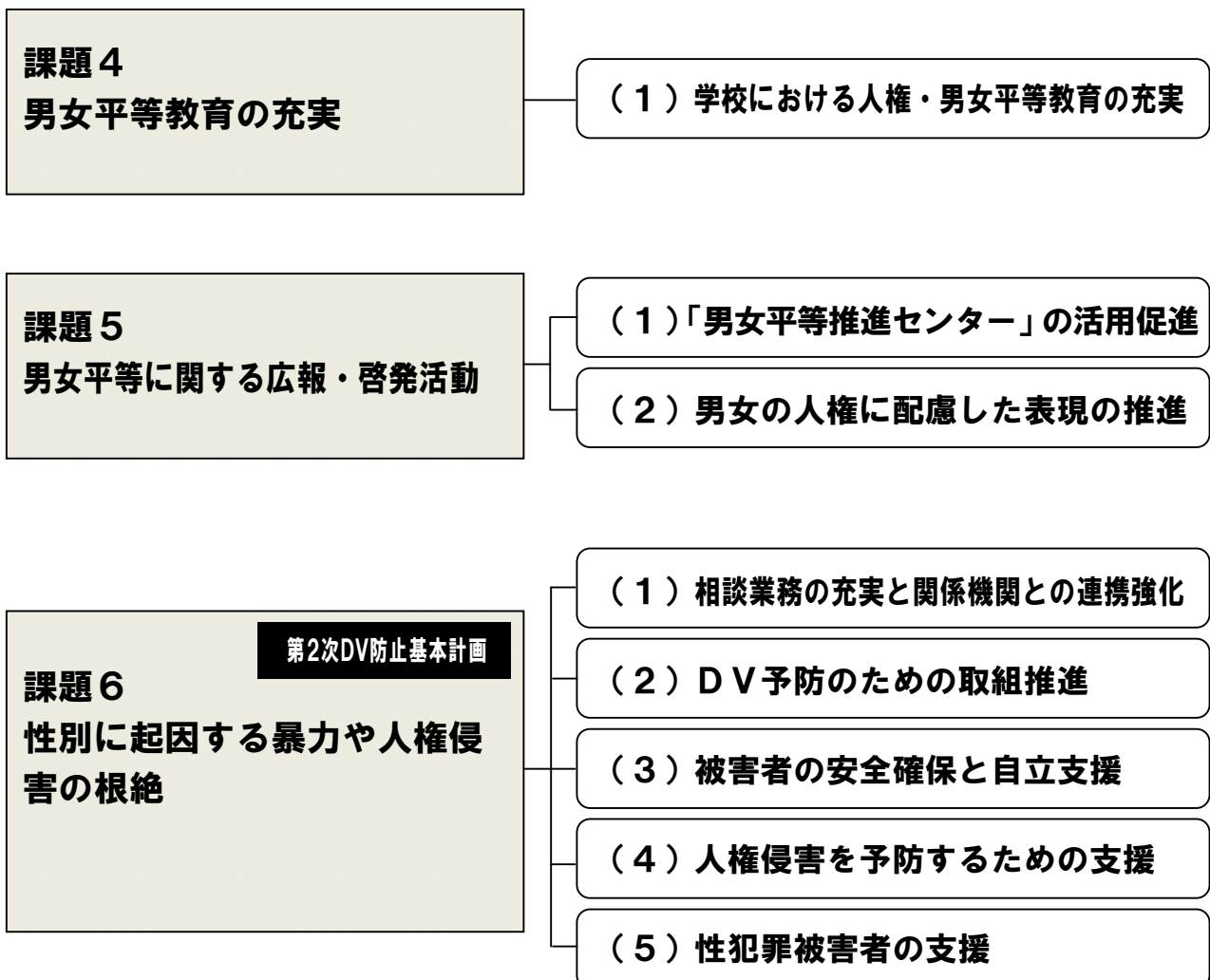
#### 課題

#### 施策



課 題

施 策



\*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

\*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

5 事業展開

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

女性活躍推進計画

施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり
- (3) 就労における男女平等の推進

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名	事業内容	所管
1	ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動	市報や情報誌, 市ホームページなどによる情報提供や, 男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し, ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及	文化と人権課
			経済課
2	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	子育てや介護などと仕事とを両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画と連動し, 特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。また, ワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。	職員課
			文化と人権課
3	庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進  <b>新規</b>	庁内では, 日常業務や業務分担の見直しを行い, 特定事業主行動計画と連動し, 超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組み, 長時間労働削減を推進します。また, 市内事業者等に向け, 好事例等の情報提供を行います。	職員課
			文化と人権課
			経済課

**施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり**

No.	事業名	事業内容	所管
4	男女が共に家事・育児・介護をするための意識づくり	家事・育児・介護は男女が共に行うものであることについて考える機会をつくり，様々な機会を活用して啓発を行います。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施 ◇育児・介護休業・休暇を取得することの理解促進	健康推進課
			子育て相談室
			子ども子育て事業課
			文化と人権課
5	男性が家事・育児・介護に参画するための環境づくり	男性が積極的に家事・子育て・介護に携わることができるよう，講座の開催などをし，様々なスキルや支援の情報提供を行います。 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 ◇料理や家事のスキルを学び生活自立のきっかけを作る講座の実施 ◇介護予防や老後の生活，介護負担についての講座の実施	子育て相談室
			子ども子育て事業課
			高齢者相談室
			介護保険課
			文化と人権課

**施策3 就労における男女平等の推進**

No.	事業名	事業内容	所管
6	事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供	市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて，各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報の紹介などの情報提供をし，均等待遇に向けた事業主への理解を深めます。	文化と人権課
			経済課
7	市の調達における男女平等推進事業評価制度の運用拡大の検討	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討します。	契約管財課
			文化と人権課

課題2 女性の活躍の場の拡大

女性活躍推進計画

施策

- (1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 女性の就業支援
- (3) 子育て・介護への支援
- (4) 地域における男女共同参画
- (5) 生活の安定と自立の促進
- (6) 生涯にわたる健康支援

施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業名	事業内容	所管
8	審議会等の委員における性による偏りの解消	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。	政策経営課
			文化と人権課
9	庁内の職員配置・管理職登用における積極的な女性の参画推進	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。	職員課
			文化と人権課
10	防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進	防災計画策定や防災対策、災害時の情報収集・地域との連携を指揮する防災会議への女性の参画を促進します。避難訓練等や備蓄等の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、活動へのより多くの女性の参加を図ります。	防災安全課
11	事業者等の方針立案・決定への女性の参画促進 <b>新規</b>	市内企業に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推奨し、事業者等における管理職等への女性の登用を推進します。	文化と人権課
			経済課

**施策2 女性の就業支援**

No.	事業名	事業内容	所管
12	女性のキャリア支援 <b>新規</b>	庁内における女性管理職の登用促進と並行して、キャリアプランの確立やマネジメント支援の推進などの登用された女性に対するサポートに取り組み、事業者等へもその取組を促します。	職員課
			文化と人権課
13	子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性の就業を支援するため、就業に役立つ情報の提供や就業体験等の講座を実施します。 就労支援地域連絡会では、労働に関する関係機関が連携を図り、情報交換を行うことで就労支援ネットワーク化を推進します。 また、起業を目指す人には学びの機会のほか、条件面の整備や財政面の支援策などについての情報を提供します。	文化と人権課
			経済課
14	農業経営への男女共同参画	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	経済課

**施策3 子育て・介護への支援**

No.	事業名	事業内容	所管
15	保育サービス・放課後の居場所の充実	子ども・子育て支援事業計画にのっとり保育所等の整備に取り組み、待機児童を解消するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を進めます。 放課後の子どもの居場所について、そのあり方、実施方法も含めて検討します。 ◇延長保育、病児・病後児保育、一時保育等の充実 ◇学童保育所の受入対象学年拡大・時間延長の検討	子ども若者計画課
			子ども子育て事業課

### III 施策の展開

No.	事業名	事業内容	所管
16	子育てに関する総合的な支援・相談の充実	相談や情報提供、交流の場、子ども連れで利用しやすい施設整備など、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり ◇「あかちゃんふらっと」等の整備・利用促進 ◇健康や発達などに関する情報提供・相談の充実 ◇児童虐待へのきめ細やかな対応	子ども子育てサービス課
			子ども子育て事業課
			子育て相談室
17	介護者への支援	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。	高齢者相談室
			介護保険課
18	介護に関する総合的な相談事業	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取組を進め、関係機関と連携し、適切に対応します。	高齢者相談室

#### 施策4 地域における男女共同参画

No.	事業名	事業内容	所管
19	市民活動への支援	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男女が共に地域での活動に参加する機会をつくります。 また、情報提供や、団体に対する活動の場の提供等の支援を行い、市民活動の活性化を図ります。	公民館課
			文化と人権課
			協働コミュニティ課
20	女性リーダーの育成	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。	文化と人権課



**施策5 生活の安定と自立の促進**

No.	事業名	事業内容	所管
21	高齢者・障害者への支援	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。 障害者総合支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	高齢者相談室
			障害福祉課
22	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。	生活福祉課
			子育て相談室
			子ども子育てサービス課
23	外国人への情報提供	市内で生活する外国人に福祉・医療・教育等の情報や相談窓口の案内などについて分かりやすく、届きやすい情報提供をしていきます。	協働コミュニティ課

**施策6 生涯にわたる健康支援**

No.	事業名	事業内容	所管
24	性差や年代に応じた健康支援	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講座を開催するなど情報提供を行います。 骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	健康推進課
25	妊産婦への支援	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	健康推進課

**課題3 男女平等意識の醸成**

**施策**

- (1) 様々な分野における男女平等の意識づくり
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- (3) 男女平等事例の見える化
- (4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

**施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり**

No.	事業名	事業内容	所管
26	男女平等に関する情報・学習機会の提供	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。また、男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。	文化と人権課
			公民館課
			子ども子育て事業課
			図書館課
			市政戦略室
27	国際社会における取組に関する情報の収集と提供	男女平等社会実現の取組は、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の取組、生活様式の違いなどについて情報を収集し提供します。	文化と人権課
			協働コミュニティ課
28	職員の男女平等意識の推進	職員の男女平等意識やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、職員研修や意識啓発を実施します。意識啓発とともに意識の実態把握を図ります。	職員課
			文化と人権課

**施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消**

No.	事業名	事業内容	所管
29	ジェンダーについての理解促進 <b>新規</b>	ジェンダーによる固定的な役割分担の解消に向け、講座などでの用語解説や広報・情報誌などを通じた情報発信などジェンダーについて理解を深めるための取組を行います。	文化と人権課

**施策3 男女平等事例の見える化**

No.	事業名	事業内容	所管
30	男女平等社会の事例明示	どのような状態が男女平等なのかを、市報やホームページなどで紹介し、気づきや意識向上を図ります。男女平等推進に関する様々なデータ等を活用します。	文化と人権課
31	男女平等に関する市民意識・実態調査	計画の改定や推進状況の確認を要するときなど、必要に応じて調査を行い、市民の意識や実態を把握します。	文化と人権課

**施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成**

No.	事業名	事業内容	所管
32	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組を行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	文化と人権課
			子ども子育て事業課
			学校指導課
33	HIV や性感染症などに関する情報提供	HIV や性感染症について正しい知識の普及のため、市ホームページでの広報や小・中学校の学習指導における取組を通じて積極的に情報提供を行います。	文化と人権課
			健康推進課
			学校指導課

**課題4 男女平等教育の充実**

**施策**

**(1) 学校における人権・男女平等教育の充実**

**施策1 学校における人権・男女平等教育の充実**

No.	事業名	事業内容	所管
34	男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	学校指導課
35	性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	学校指導課
36	教職員への男女平等教育研修の実施	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	学校指導課
37	児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発 <b>新規</b>	男女平等推進センターに集まる情報や、男女平等推進センターが作成した啓発用資料などを児童・生徒向け、教職員向けに整理して提供し、男女平等意識を啓発します。	文化と人権課

**課題 5 男女平等に関する広報・啓発活動**

**施策**

- (1)「男女平等推進センター」の活用促進
- (2)男女の人権に配慮した表現の推進

**施策 1 「男女平等推進センター」の活用促進**

No.	事業名	事業内容	所管
38	男女平等推進施策の拠点機能の強化 <b>新規</b>	男女平等社会実現のための情報の集約・発信機能や啓発活動，講座・講演会の企画・実施，相談業務など市民に身近な拠点として，「男女平等推進センター」の機能を強化します。 啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず，他の公共機関等との連携により，より多くの市民に情報を届けられるよう取組を進めます。	文化と人権課
39	男女平等推進センターの周知と講座・講演会などの実施 <b>新規</b>	多くの市民が集い，男女平等について自ら学び，考え，広めていくことができるよう「男女平等推進センター」の周知を図ります。	文化と人権課

**施策 2 男女の人権に配慮した表現の推進**

No.	事業名	事業内容	所管
40	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり，一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	文化と人権課
			公民館課
			学校指導課
41	男女平等視点による表現の推進	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を通じて市が情報を発信する際には，ジェンダー(社会的性別)にとらわれず，人権を尊重した表現を推進します。	市政戦略室
			文化と人権課
			公民館課

## 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

## 施策

- (1)相談業務の充実と関係機関との連携強化
- (2)DV予防のための取組推進
- (3)被害者の安全確保と自立支援
- (4)人権侵害を予防するための支援
- (5)性犯罪被害者の支援

## 施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

No.	事業名	事業内容	所管
42	相談事業の充実	男女平等推進センターの相談事業を窓口としてDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。庁内外での研修機会を捉え、相談員のスキル向上を図ります。	文化と人権課
43	「DV防止連絡会」による庁内連携の強化と二次被害の防止	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化と二次被害の防止、被害者の手続負担軽減を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	文化と人権課
44	庁外の関係機関との連携強化	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	文化と人権課
45	「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	子育て相談室 文化と人権課

## 施策2 DV予防のための取組推進

No.	事業名	事業内容	所管
46	広報啓発活動による暴力予防	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催	文化と人権課
47	若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発	DVやデートDVについて、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	文化と人権課 子ども子育て事業課
48	学校教育における暴力予防教育	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	学校指導課

施策3 被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	事業内容	所管
49	被害の早期発見・対応	<p>子どもの健診などをおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。</p> <p>市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。</p>	健康推進課
			文化と人権課
50	被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応	<p>母子・女性緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。</p> <p>また、児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。</p> <p>被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため財政的支援を行います。</p>	生活福祉課
			文化と人権課
			契約管財課
			子育て相談室
			子ども子育て事業課
学校指導課			
51	被害者支援における配慮の徹底	<p>住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。</p> <p>外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。</p>	市民課
			文化と人権課
52	被害者の自立支援	<p>日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。</p> <p>被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。</p>	生活福祉課
			文化と人権課

**施策4 人権侵害を予防するための支援**

No.	事業名	事業内容	所管
53	セクシュアル・ハラスメント等の防止の取組	さまざまな機会をとおして事業者等や市民に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止にむけた広報・啓発を行います。	文化と人権課
54	庁内におけるハラスメント対策	庁内に対して、ハラスメントの防止について周知します。「ハラスメントの防止等に関する指針」により、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	職員課
55	ストーカー等の防止の取組	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。 不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組を行います。	防災安全課
			文化と人権課

**施策5 性犯罪被害者の支援**

No.	事業名	事業内容	所管
56	性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。	文化と人権課





## IV 資料



## IV 資料

### 1 用語解説

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表します。

#### 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

#### ジェンダー（社会的性別）

生まれについての生物学的性別「セックス (sex)」と異なり、社会通念や慣習の中にある男性像、女性像など社会によってつくられた性別をいいます。ジェンダーが性差別や性別による固定的な役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していくことが大切です。

#### ストーカー

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを指します。「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し、規制しており、平成28年の改正でSNSを用いたメッセージ送信等の行為も規制の対象になりました。

#### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や立場を利用してさらに不利益を与える行為も含まれます。

#### デートDV

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見る、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なDVにつながる可能性があるといわれています。

### **DV防止連絡会（国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会）**

DV被害者に関連のある相談や窓口の部署の担当者の連携を進めるため、国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会設置要綱に基づき連絡会を設置し、連携に関わる情報交換や職員研修を行っています。必要に応じて市外の関係機関に参加を呼びかけています。

### **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の中で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的な暴力、性的強要や自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える行為のことをいいます。

### **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

### **メディア・リテラシー**

様々なメディアが発信する情報を見きわめ、理解・活用する能力を指します。情報を能動的・批判的に読み解く能力、メディアにアクセスして必要な情報を引き出し活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力が含まれます。

### **要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法第25条の2の規定に基づき、保護者のない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の適切な保護又は保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置する機関です。

**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）**

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわらず個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

## 2 関係法令等

- ・ 国分寺市男女平等推進条例
- ・ 国分寺市男女平等推進協議会設置規程
- ・ 国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会設置要綱
- ・ 国分寺市母子・女性緊急一時保護事業実施規則
- ・ 国分寺市母子・女性緊急一時保護費支給規則
- ・ 国分寺市配偶者からの暴力被害者同行支援事業等実施要綱
- ・ 国分寺市女性等緊急一時保護施設（DVシェルター）運営費補助要綱
- ・ 配偶者からの暴力，ストーカー行為，児童虐待等を受けている者に係る住民基本台帳の閲覧等の取扱いに関する要綱
- ・ 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

## 3 国分寺市男女平等推進委員会委員名簿

氏 名	所 属 等	選出区分
小 松 清 (平成28年3月31日まで)	三多摩医療生活協同組合	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
佐 川 和 子 (平成28年3月31日まで)	多摩でDVを考える会	
廣 田 昌 子 (平成28年3月31日まで)	国際ソロプチミスト国分寺	
吉 田 英 子	フェミニット奏	
織井 恵美子 (平成28年4月1日から)	国際ソロプチミスト国分寺	
堀江 由香里 (平成28年4月1日から)	特定非営利活動法人 ArrowArrow	
中 村 洋 子		2号委員 (公募市民)
升 田 範 夫		
松 島 勇 (平成28年3月31日まで)		
北 島 稔 (平成28年4月1日から)		
苫米地 伸	東京学芸大学准教授	3号委員 (識見を有する者)
長 津 芳	元国分寺市立第七小学校校長	
橋本 恭子 (平成28年4月1日から)	一橋大学特別研究員 日本社会事業大学・津田塾大学非常勤講師	

## 4 国分寺市男女平等推進協議会・専門委員会名簿

### (1) 国分寺市男女平等推進協議会委員

役 職	氏 名
副市長(会長)	橋本 正之 (平成27年度)
	内藤 達也 (平成28年度)
市民生活部長(副会長)	水越 寿男 (平成27年度)
	小川 恵一郎 (平成28年度)
政策部長	内藤 達也 (平成27年度)
	水越 寿男 (平成28年度)
総務部長	塩野目 龍一
福祉保健部長	一ノ瀬 理
子ども家庭部長	根本 裕之
教育部長	本橋 信行

### (2) 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

所 属	氏 名
政策部市政戦略室	○毛利 聡 (平成28年3月31日まで)
政策部政策経営課	○穴戸 雅哉 (平成28年4月1日から)
政策部政策法務課	柳井 幸
総務部職員課	村上 航
市民生活部経済課	高澤 芳友
市民生活部協働コミュニティ課	澁谷 尚 (平成28年6月30日まで)
福祉保健部地域福祉課	田中 由佳
福祉保健部障害福祉課	京極 充慶
福祉保健部介護保険課	小池 純子
子ども家庭部子ども子育てサービス課	田原 美幸 (平成28年6月30日まで)
	川勝 容子 (平成28年7月1日から)
子ども家庭部子育て相談室	安原 佳子
教育部教育総務課	河合 光子
教育部学校指導課	茂木 陽
教育部公民館課	豊泉 早苗
教育部国分寺市立第二小学校	◎山口 悦子

◎…委員長 ○…副委員長



## 5 第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定の経過

年 月	内 容
平成27年7月	「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 調査対象：市内在住の満20歳以上の男女各1,000人 調査方法：郵送による配布・回収方式 有効回収：698件（有効回収率34.9%）
平成27年11月	「男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」公表
平成28年2月	市長より国分寺市男女平等推進委員会へ「国分寺市男女平等推進行動計画の策定に係る意見聴取について」諮問
平成28年3月	国分寺市男女平等推進委員会より答申「第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定に当たっての基本的な考え方」を市長に提出
平成28年6月	第2次国分寺市男女平等推進行動計画等策定に関するワークショップ開催
平成28年12月	「第2次国分寺市男女平等推進行動計画（案）」パブリック・コメントの実施，市民説明会の実施
平成29年2月	パブリック・コメントの意見考慮
平成29年3月	第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定

## 6 国際婦人年以降の男女平等推進施策のあゆみ

年次	国連等	国・都	国分寺市
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択(6月) ○1976年～85年を「国連婦人の10年」と宣言(6月)	○総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」を設置(9月)	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	○「民法」改正(離婚後婚氏続称制度の新設)(6月)	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定(1月) ○「国立婦人教育会館」開設(10月)	
1978年 (昭和53年)		○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	
1979年 (昭和54年)	○国連総会「女子差別撤廃条約」採択(12月)	○東京都「婦人情報センター」開設(4月)	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択(7月)	○「民法」改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設)(5月) ○「女子差別撤廃条約」署名(7月)	
1981年 (昭和56年)	○「女子差別撤廃条約」発効(9月)	○「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) ○「母子福祉法」改正(6月)	○「国分寺市婦人行動計画」に関する請願、市議会採択(12月)
1982年 (昭和57年)			○「婦人問題事務連絡窓口」を企画財政部広報広聴課広聴係に設置(4月)
1983年 (昭和58年)		○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(1月)	○「婦人問題懇談会」を設置(11月)
1984年 (昭和59年)		○改正「国籍法」成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)(5月)	○「国分寺市婦人行動計画検討協議会」を設置(12月) ○「国分寺市婦人問題意識調査」実施(9月)
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○「国民年金法」改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立(6月) ○「女子差別撤廃条約」批准(6月)	○「国分寺市婦人問題意識調査報告書」発行(8月) ○婦人行動計画検討協議会から答申「国分寺市における今後の婦人行動計画について」(12月)
1986年 (昭和61年)		○「男女雇用機会均等法」施行(4月)	○「婦人行動計画担当主幹」を企画財政部企画課に設置
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)	○「国分寺市婦人問題に関する意識・実態調査」実施(7月) ○「国分寺市婦人問題に関する意識・実態調査報告書」発行(8月)
1988年 (昭和63年)		○「労働基準法」の一部改正(労働時間の短縮)	○「国分寺市婦人行動計画」策定(2月)
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月)	○「国分寺市婦人行動計画推進委員会」を設置(1月)

年次	国連等	国・都	国分寺市
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(3月)		○「女性施策推進担当主幹」を市民生活部生活文化課に設置(7月)
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ○「育児休業法」公布(5月)	○第1回こくぶんじ女性フォーラム開催(2月) ○女性問題情報誌「こくぶんじの女性」創刊(3月) ○「国分寺市女性行動計画推進委員会」を設置
1992年 (平成4年)		○「育児休業法」施行(4月) ○「東京女性財団」設立(7月)	○「国分寺市女性問題に関する意識・実態調査」実施(10月)
1993年 (平成5年)	○国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択(12月)	○「パートタイム労働法」施行(12月)	○「国分寺市女性問題に関する意識・実態調査報告書」発行(3月)
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択(9月)	○「児童の権利に関する条約」批准 ○総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」を設置(6月) ○「男女共同参画推進本部」発足(7月)	○「女性施策推進室」を市民生活部に設置(7月) ○「国分寺市立女性センター(愛称:ライツこくぶんじ)」開設(11月)
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」を採択(9月)	○「東京ウィメンズプラザ」開館(11月)	○女性問題情報誌の名称を「ライツこくぶんじ」に変更(7月)
1996年 (平成8年)		○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)(6月) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)	○女性行動計画推進委員会から答申「国分寺市における第二次女性行動計画の基本的な考え方と施策のあり方について」(11月)
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行(3月) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(6月)	
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申(6月) ○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月)	○「国分寺市男女共同参画推進協議会」を設置 ○「女性問題および女性の人権に関する意識・実態調査」実施(9月)
1999年 (平成11年)		○改正「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(4月) ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行(6月)	○「女性問題および女性の人権に関する意識・実態調査報告書」発行(4月)

#### IV 資料

年次	国連等	国・都	国分寺市
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年 会議」(ニューヨーク)で(北京行 動綱領の検証、政治宣言・成果 文書)(6月)	○「東京都男女平等参画基本条 例」施行(3月) ○「ストーカー行為等規制法」施行 (11月) ○「男女共同参画基本計画」策定 (12月)	○「第2次国分寺市女性行動計 画」策定(8月)
2001年 (平成13年)		○内閣府に「男女共同参画会議」 及び「男女共同参画局」設置(1 月) ○「DV防止法」施行(4月)	
2002年 (平成14年)		○改正「育児・介護休業法」施行 (4月) ○「男女平等参画のための東京都 行動計画」策定(1月)	○国分寺市男女平等推進委員 会より提言「男女平等推進条例の 制定について」(2月) ○組織改正により「女性施策推進 室」を「男女平等人権課」に改称
2003年 (平成15年)	○国連女子差別撤廃委員会に よる日本レポート審議、「最終コ メント」(7月)	○「次世代育成支援対策推進法」 施行(7月) ○「少子化社会対策基本法」成立 (7月)	○国分寺市男女平等推進委員 会より提言「国分寺市における今 後のドメスティックバイオレンス対 策について」 ○「国分寺市男女平等に関する 市民意識・実態調査」実施(8月)
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者特例法」施行 (7月) ○「DV防止法」改正(12月) ○内閣府「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する基 本方針」策定	○「国分寺市男女平等に関する 市民意識・実態調査報告書」発 行(3月) ○男女平等推進条例の検討着 手(7月)
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」閣僚級会合 (第49回国連婦人の地位委員 会)開催(2月)	○改正「育児・介護休業法」施行 ○「第2次男女共同参画基本計 画」策定(12月)	○国分寺市児童育成計画(次世 代育成支援対策地域行動計画) 策定(3月) ○国分寺市男女平等推進委員 会より提言「国分寺市女性行動 計画のあり方について」(3月)
2006年 (平成18年)		○「東京都配偶者暴力対策基本計 画」策定(3月) ○「男女雇用機会均等法」改正(6 月)	
2007年 (平成19年)		○「男女平等参画のための東京都 行動計画チャンス&サポート東京プラン 2007」策定(3月) ○改正「男女雇用機会均等法」施 行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月)	○「国分寺市男女平等推進条 例」成立(3月) ○「国分寺市男女平等推進条 例」施行(6月) ○「女性センター」を「男女平等 推進センター」に名称変更(6月)
2008年 (平成20年)		○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行 (4月)	○「国分寺市男女平等推進行動 計画」策定(5月)

年次	国連等	国・都	国分寺市
2009年 (平成21年)	○国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解(7月) ○第1回女性に関するASEAN+3会合(11月)	○「育児・介護休業法」改正(7月)	
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合(第54回国連婦人の地位委員会)開催(3月)	○改正「育児・介護休業法」施行(6月) ○「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(20年度実施状況)」公表(3月) ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施(9月)
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ○国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月)		○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(21年度実施状況)」公表(3月) ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」発行(10月) ○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(22年度実施状況)」公表(11月)
2012年 (平成24年)		○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(3月) ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(3月)	○「国分寺市男女平等推進行動計画中間見直し版」策定(4月) ○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(23年度実施状況)」公表(9月)
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」改正(6月)	○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(24年度実施状況)」公表(9月)
2014年 (平成26年)		○改正「DV防止法」施行(1月)	○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(25年度実施状況)」公表(9月) ○組織改正により「男女平等人権課」を「文化と人権課」に改称
2015年 (平成27年)	○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる)(9月) ○国連「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)開催(3月)	○「女性活躍推進法」成立(8月)施行(9月) ○「第4次男女共同参画基本計画」策定(12月)	○国分寺市男女平等推進委員会より答申「第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定に当たっての基本的な考え方」(3月) ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施(7月) ○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(26年度実施状況)」公表(9月) ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」発行(11月)
2016年 (平成28年)	○第60回国連婦人の地位委員会(3月) ○国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解(3月)	○「東京都女性活躍推進白書」策定(2月)	○「男女平等推進行動計画推進状況評価報告書(27年度実施状況)」公表(10月)



## 第2次国分寺市男女平等推進行動計画

発行日 平成 29 年 3 月  
発 行 国分寺市  
編 集 市民生活部 文化と人権課  
〒185-0034  
東京都国分寺市光町一丁目 46 番地 8  
電話：042-573-4378

この冊子は再生紙を利用しています。

